

九州大学生体防御医学研究所オミクスサイエンスセキュア情報解析システム利用規程

令和5年度九大規程第68号

制定：令和6年3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学生体防御医学研究所研究推進ユニット情報解析基盤室（以下「情報解析基盤室」という。）におけるオミクスサイエンスセキュア情報解析システム（以下「情報解析システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 情報解析システムは、学術研究のために利用することができるものとする。ただし、学術研究を目的とした利用を妨げない限度において、教育及び社会貢献等（産学官連携活動を含む。）のために利用することができるものとする。

(利用者の資格)

第3条 情報解析システムを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の教員及び学生
- (2) 独立行政法人（前号に規定する機関を除く。）に所属する研究職員
- (3) 民間企業等に所属する者で、生体防御医学研究所情報解析基盤室運営委員会（以下「委員会」という。）が認めた者
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(利用の手続)

第4条 情報解析システムの利用を希望する者は、所定の申請書により委員会に申請し、その許可を得なければならない。

(利用の条件)

第5条 情報解析システムを利用する者（以下「利用者」という。）は、情報解析基盤室の職員の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって利用しなければならない。

(損害賠償)

第6条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、情報解析システムを滅失、破損又は汚損したときには、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第7条 九州大学（以下「本学」という。）は、利用者への情報解析システムの提供については最善を尽くすが、利用者が情報解析システムを利用したことにより被った損害、その他情報解析システムに関連し被った損害について一切の責任及び負担を負わない。

(利用料)

第8条 利用者は、別表に掲げる利用料を支払わなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、情報解析システムの利用を休止した期間の利用料は、徴収し

ない。

(徴収方法)

第9条 前条に規定する利用料は、経費の振替又は本学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報解析システムの利用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（単位：円）

区分	学内者		学外者	
	生体防御医学 研究所に所属 する教員	左記以外の 教員	右記以外の者	第3条第3号 に該当する者
グループアカウント (1件当たりの月額)	40,000	70,000	79,000	95,000
ストレージ追加 (10TB当たりの月額)	1,600	3,100	4,200	
備考 ・上記の金額は消費税を含む。 ・1ヶ月未満の利用期間については、当該利用期間を1ヶ月とみなす。				